

# 生活における約束

“羽中で、かけがえのない義務教育最後の3年間”を充実させるために！

学校は、「学ぶところ」です。いろいろな教科を勉強して学力を高めたり、仲間と協力して活動する経験を通して社会性を身に付けたり、中学生としてふさわしい姿や行動の仕方を学んだりする場です。みなさんの多くの「学び」をより充実させ、学校をよりよい「学びの場」にするために、いくつか学校のルールがあります。

## □ 服装

		学生服およびセーラー服・スカートについて	
上 着	冬 季	標準学生服 (黒、標準マーク)	セーラー服 (紺、胸当て胸ポケット) (白の三角タイ、襟に2本の白線)
	夏 季	ポロシャツ (白、規定のもの)	
ズボン スカート	黒ズボン、標準型 紺スカート、ひだ (28本)		黒または濃紺のベルト 膝が隠れる長さであること
※男女を問わず、それぞれの服装から選択する			
名 札	冬服～無し (R5年度より)		夏服～胸に刺繍 (購入時)
靴 下	白または黒の無地であるもの。		
上 履 き	規定の上履き (学年で色違い) R5年度 1年:赤 2年:青 3年:緑		
靴	<ul style="list-style-type: none"> <li>色の規定はなし。体育の授業に適するもの。ハイカット、ミドルカットは不可。</li> <li>雨雪天時は、長靴・スノーシューズも可。</li> </ul>		
制服の下に 着る服	<ul style="list-style-type: none"> <li>体操服、Tシャツ、セーター、トレーナーのようなもの。色は黒、白、グレー、茶、紺など派手でない単一色 (ワンポイント程度は可)。</li> <li>ハイネックは着用しない。袖口、裾から下の服が出ないように着用する。</li> </ul>		
体 操 服	羽島中指定の物 (半袖体操服、ハーフパンツ、長袖ジャージ、長ズボンジャージ)		
体育館シューズ	羽島中指定の物		
カ バ ン	通 学 用 : 規 定 (黒 2 wayバック) サブバック : 黒ナップサック		
防 寒 具	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬季は各自の判断で登下校の折に、ウインドブレーカー (ナイロン、ポリエステル素材の防風性のある市販の体操服) やネックウォーマー・マフラーの着用を認める。ウインドブレーカーは登下校や屋外の活動等で使用する。保管については、教室の各自のロッカーに鞆、サブバックと一緒に整頓。(校舎内での着用は認めない)</li> <li>色やデザインの指定はないが、学校生活として適切なものを使用。</li> <li>夕方、早く暗くなる時期なので、明るい色の物や反射材の付いている物が望ましい。</li> <li>ストッキングやタイツ・レギンスを着用する場合、無地で色は黒かベージュ。</li> <li>教室内でのみ、ひざかけや座布団の使用を許可。(無文字の物)</li> </ul>		

遅刻の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常8：10の時点でカバンを片付けて自分の席に座っていないと遅刻。</li> <li>・遅刻の確認は学級担任が行い、本人に伝える。特別な事情がある事をその場で本人が申し出た場合には、事情を確認して遅刻かどうかを判断。</li> </ul>
傘・カップ	徒歩通学生→傘（何色でもよい） 自転車通学生→カップ（白、ベージュ、クリーム色、紺色）
マフラー ネックウォーマー	マフラーを使用する場合は、首元に短くまとめる。
手袋	指定はしないが、ミトンは不可
登下校の服装	部活動が行われない時には、体操服は認めず、制服で登下校。 部活動に参加する生徒は活動場所で更衣する。朝の自主的練習及び活動に参加する生徒は体操服・ジャージで登校してもよい。放課後の活動に参加した生徒は体操服・ジャージのまま下校してもよい。

（学校指定の物は、取扱店で確認をしてください）

## □ 頭 髪

- ・さわやかで清潔感があるもの。
- ・ファッションに走らず自然なスタイルである。（髪染め、パーマなどは禁止）
- ・整髪料で固めない。
- ・活動しやすく、学習活動に支障をきたさない適切な長さに整えること。
- ・長く伸ばすなら、きちんと結ぶ。・・・ゴム、ヘアピンの本数は最低限の数で飾り気のないもの。  
色は黒、紺、茶。（リボン、ヘアバンドは認めない。）

## □ 持 ち 物

- ・学校生活に必要なでない物は、一切持ってこない。（不要物）
- ・部活動についてはサブバックを使用すること。
- ・リップや制汗剤等の医薬品は、無色、無香料のみに限る。但し、使用場所、時間等に配慮すること。
- ・**医薬品等で特別な持ち物として必要な場合には、学校へ申し出て許可を得ること。**

## □ 礼 儀

- ・職員室に入るときは、マフラー・手袋を取り、防寒具を脱ぐ。カバンは廊下（入口の反対側）に置いて、「失礼します」と言い、クラスや部活名、氏名を言う。その後用件を言い、入室する。退室するときは、入口で「失礼しました」と言う。
- ・鍵をキーボックスに取りに来たときは、キーボックスの近くにいる先生にもう一度部活名、氏名を言う。（例：バレーボール部の〇年の△△ですが、部室の鍵を取りに来ました。）
- ・廊下で先生やお客さんとすれ違うときは、「さわやかなあいさつ」や「会釈」を交わす。
- ・仲間を呼ぶときは「さん」付けで、ていねいな言葉づかいをするように心がける。
- ・他学級の教室には入らない。
- ・教室のベランダへは、緊急時や掃除のとき以外は出ない。
- ・体育館シューズは体育館のみで使用する。（教室から履いて行かない）
- ・上靴を体育館の中に持って入るときは玄関の床で脱ぎ、底側を合わせて持つ。
- ・武道場では、上靴を畳の上に上げない。

## □ 自転車通学（駐輪場のスペースが限られているので、許可範囲がある）

※詳細は、別紙「校区地図」を参照してください。

以下の地区は「徒歩通学」です。

足近～小荒井・元町・馬場・南宿・江頭団地  
正木～須賀（赤松北・池端は除く）・不破一色（正木小学校西は除く）・森  
曲利（県道を境に北側は除くH12より 正木小④C班は除くH27より）

※ 上記以外の地区の生徒は「自転車通学」も、許可される。

- ・交通規則、交通マナー、約束が必ず守れる者であること。
- ・自転車保険等に参加し、ヘルメットを必ず着用すること。
- ・「許可申請書」を提出し、許可を受けること。
- ・通学用の自転車としての「許可（番号）シール」を貼ること。

※ 自転車の形状

- ・両足スタンド ・前カゴ ・荷台 ・ライト ・カギ
- ・ハンドルはT型が好ましい（ドロップ、セミドロップ、カマキリ型は禁止）

※ 約束

- ・記名（ヘルメットやカッパなど自分の物に記名をする）
- ・規格品の自転車用ヘルメットの着用（令和2年度入学生より）
- ・カバン（第一カバン）は、荷台にゴムひもでくくりつける。
- ・危険行為（例 二人乗り、飛び出し等）の禁止

◆違反者は、自転車通学許可を取り消す場合もある。

◆自転車は、点検して合格したものを使用すること。

◆平成25年12月1日「改正 道路交通法の一部施行」により、歩道がなく両側に路側帯がある道路を自転車が走る場合には、自転車は進行方向に向かって左側のみを走行することが義務づけられました。

## □ 下校時刻

4月	5:25	9月	上旬～5:25	12月	4:20
5月	5:40		下旬～5:10	1月	4:20
6月	5:40	10月	上旬～4:40	2月	上旬～4:25
7月	5:40		下旬～4:25		下旬～4:40
8月	5:40	11月	4:20	3月	上旬～4:55
					下旬～5:10

## 明るく元気で楽しい生活を送るために

### □ いじめ撲滅について

羽島市では、市内の中学校の生徒会代表で組織されている生徒会サミットがあります。その生徒会サミットでは、「いじめゼロ」に向けて全市内の中学校で「あいさつに力を入れて各中学校で取り組んでほしい」や「仲間を大切にしていこう」という宣言が出されています。

羽島中学校でも、「いじめは絶対に許さない！」という姿勢で生徒も職員も臨みます。（いじめノックアウト行動宣言 H26. 12）

みなさんも、一人ひとりの良さに目を向けて、仲間の頑張りを素直に認められる「あたたかい心」をもってほしいです。さらに、人を傷つける行為や言動は、「ダメだ!」「やめろ!」と強く言える自分になってほしいです。（H26年度 羽島市こどものいじめ防止に関する条例 策定）

### □ 携帯電話等の情報機器において「人を傷つける書き込みなど、犯罪行為はしない」

携帯電話やインターネット等の情報機器において、人を傷つける文書や人権侵害にあたるような映像を流して警察ごたや、裁判になったなどの大きな問題に発展している例も年々増えてきております。

便利なものではありませんが、使い方を間違えれば犯罪につながります。携帯電話等をもたせる場合には、保護者の方の管理責任も問われます。ご家庭でも携帯電話等の使い方については、十分に相談・確認をお願いします。（情報モラル行動宣言 H28年度 生徒会）（ひびき合い集会 H29年度 生徒会）

